

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 10

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 11

英国の輸出業者（S）はわが国の輸入業者（B）との間で、契約数量5,000個、分割積み禁止、準拠法を英国法とする輸出売買契約を締結した。契約数量は5,000個であったが、Sは5,001個をBに引き渡した。但し、Sは1個についてはサービスとしてBに引き渡したもので、それに対する代金請求はしていなかった。しかし、Bは、本契約は引渡数量が契約数量より多く、契約数量と引渡数量の不一致による契約違反であるとの理由から、物品の引き取りを拒絶し代金支払いを行わない旨の通知をSに行った。この場合、Sは契約違反の責任を負い代金回収が不能となるのでしょうか。

〔本事例のポイント〕 SOGA 1979、数量に瑕疵ある引き渡しの判例、修正SOGA 1994

本事例では、当該契約の準拠法は英国法であり、企業間の物品売買契約に関する基本的な法律である英国動産売買法（Sale of Goods Act 1979）（以下、SOGA 1979と称す）に基づいて解釈がなされる。

SOGA1979はSale and Supply of Goods Act 1994により改正されたものの（以下、SOGA1994と称す）、後者は前者を全面的に置換したのではなく前者に修正を加えたという解釈であり、前者も後者も有効である。¹

SOGA 1979 第30条2項では「売主が契約数量よりも多い数量の物品を買主に引き渡した場合には、買主は、契約で締結された数量の物品を受領し超過量を拒否することができる、もしくは全量を受領を拒否することができる」と規定されている。さらに同法第30条3項では「売主が契約数量よりも多い数量の物品を買主に引き渡し、買主が引き渡された全量の物品を受領した場合には、買主は契約価格を支払わなければならない」と規定されている。本事例では、買主は全量の物品の引き取りを拒否しているのでそもそもその代金を支払う必要はなく買主の所作に何の問題もないと考えられる。

確かにSOGA1979ではそのように解釈されるが、本事例では売主は契約数量よりわずかに多くの数量を引き渡し、契約数量分の代金請求のみでその超過分について代金請求していないという点はいかなる解釈が行われるのであろうか。これに関連した英国の代表的判例である、In Shipton, Anderson & Co v. Weil Bros & Coでは

「契約は4,500トンで2%の数量過不足の小麦売買であった。また売主は契約数量にさらに8%の数量過不足の選択権がついていた。売主は契約で許容された数量の限度である4,950トンより55ポンド多い小麦を引き渡した。買主は数量の超過を理由としてその受領を拒否した。その超過分は4シリングであったが売主はそれについては請求していなかった。売主は買主に引き取り拒否された小麦を売却したが損害が生じ、引き取り不能に対する損害賠償を請求した」²という係争内容であった。それに対してラッシュ判事は「超過数量はわずかであり、超過額は請求していないので、売主は実質的に契約を履行していた」³と判示した。さらに「問題は契約の実質的違反があったのか否かである。拒否権は、売主が契約上の自身の役割を履行する準備ができていない、またはそれを履行しようとしていない、もしくはそれを履行しなかったという前提に拠る。誤った数量の引き渡しは、準備不足であった証拠であるが、買主の意向に影響を与えかねない数量の過不足を意味しなければならない。私の意見では、このような超過はないと考える。『法は些事に関せず』（De minimis non curat lex）の法理⁴は、制定法で数量不足ないしは数量超過の場合に買主に拒否権があると規定されていても、数量差がわずかであるならば、なお適用され得る。また売主が明示的にまたは黙示的に4シリングの支払を求めていたならば本件は相違した結果となっていたであろう」⁵と述べた。さらにPayne & Routh v. Lillico & Sonsではより具体的に「トンないし112ポンドに関する契約数量において、

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 10

関西大学名誉教授 博士（商学） 吉田 友之

ポンドないしオンスの相違は取るに足りないものであるが、契約数量を数トン超過するのは不適當な引き渡しであろう」⁶と述べている。

SOGA1994第30条2項（2A）（b）では、上述の係争判例を加味したと考えられ「売主が契約数量よりも多い数量の物品を買主に引き渡した場合で、その超過分が極めてわずか（Slight）で買主のその拒否が不合理であるならば、買主は、同法第30条2項に基づき全量の受領を拒否することができない」と規定されている。

翻って、本事例では、売主は契約数量5,000個に対して5,001個を引き渡し1個についての代金請求は行っていないが、この1個がわずかな数量であったのか否かが問題となる。上記の2つの係争内容から出された判示およびSOGA1994から類推すると、契約数量5,000個に対して引渡数量5,001個の超過は0.02%に過ぎずまさに極めてわずかであると解釈されよう。したがって、本事例では、Sは契約違反の責任を負わず、BはSから引き渡された5,001個を受領しなければならずその代金支払いを行わなければならないと推測されよう。

しかし、売主は、契約数量に対して引渡数量がどれくらいの超過であれば実質的に契約を履行したことになるのかについて明確な数値基準の規定あるいは判示はないため、わずかな超過も認められないという前提で考えておく必要がある。そのため、とくに売主は、可能な限り幅の広い数量過不足許容約款を取り決めておくことが肝要となろう。具体的には、とくに油類や穀物類では商品の性質上物理的に契約数量と引渡数量が一致しない場合はもとより、そうでない商品の場合においても、数量過不足許容約款（More or Less Clause）（例えば、10% more or less）を取り決めるべきである。また概数表示語（例えば、Aboutなど）を付ける場合には、売買両当事者にとって解釈の不一致にならないように留意すべきである。

例えば、「Quantity set forth in this contract is subject to a variation within XX per cent (XX%) more or minus at the Seller's option.」〔対訳：本契約書で記載された数量は、売主の選択により、XXパーセントの過不足の範囲内によるべきものとする。〕と規定する。概数表示語が付けられる場合、「When the word "about" is used in the contract with reference to the contract quantity it shall mean two per cent more or less in the option of the party whose obligation it is to arrange the transport.」〔対訳：「約」という用語が契約数量に関して契約中で使用される場合、運送手配の義務をゆうする当事者の選択により2パーセントの過不足を意味するものとする。〕と規定する。

¹ 2015年に消費者対企業間取引は Consumer Rights Act 2015により消費者保護法制を再編した。

² Lorenzon, F., *C.I.F. and F.O.B. CONTRACTS*, 5th ed., Sweet & Maxwell, 2012, p 82.

³ *Ibid.*

⁴ 「裁判所は裁判という形式を踏んで解決するのには値しない些細な問題は取り上げない」との法格言。

⁵ *Op.cit.*, pp.82~3.

⁶ Schmitthoff, C.M., *The Sale of Goods*, Stevens & Sons, 1951, pp.104~5.